

# 令和5年厚木市教育委員会5月定例会日程

日時 令和5年5月23日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

## 1 開会

## 2 教育長報告

## 3 審議事項

- 日程1 議案第19号 「厚木市小中一貫教育基本方針」の策定指針について【教育指導課】
- 日程2 議案第20号 令和5年度教育予算補正について【教育総務課】
- 日程3 議案第21号 厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例(案)について  
【スポーツ推進課】
- 日程4 議案第22号 厚木市立厚木北公民館新築工事請負契約の締結(案)について  
【社会教育課】
- 日程5 議案第23号 厚木市立厚木北公民館新築(電気)工事請負契約の締結(案)  
について【社会教育課】
- 日程6 議案第24号 厚木市久保奨学金奨学生選考委員会委員の委嘱について  
【教育総務課】
- 日程7 議案第25号 厚木市小中学校通学区域再編成委員会委員の委嘱について  
【教育総務課】
- 日程8 議案第26号 厚木市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について【教育総務課】
- 日程9 議案第27号 厚木市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について  
【学校給食課】
- 日程10 議案第28号 厚木市学校事故審査委員会委員の委嘱について【学務課】
- 日程11 議案第29号 厚木市教育支援委員会委員の委嘱について【教育指導課】
- 日程12 議案第30号 厚木市青少年教育相談センター運営協議会委員の委嘱について  
【青少年教育相談センター】
- 日程13 議案第31号 厚木市社会教育委員の委嘱について【社会教育課】
- 日程14 議案第32号 厚木市スポーツ推進審議会委員の委嘱について【スポーツ推進課】
- 日程15 議案第33号 厚木市文化財保護審議会委員の委嘱について【文化財保護課】

## 4 報告事項

- (1) 事務の臨時代理の報告について(公務災害の認定に係る諮問について)  
【教育総務課】(資料1)
- (2) 学校における事故発生状況について【学務課・教育指導課】(資料2)
- (3) 令和4年度児童・生徒指導について【教育指導課】(資料3)

## 5 閉会

## 令和5年5月定例教育委員会教育長報告

令和5年4月25日（火）に開催されました4月定例会以後の主な行事等18件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 4月26日（水） 横浜市（産業貿易センター 地下1階 B102号室）  
令和5年度第1回県・市町村教育委員会教育長会議
- 2 4月27日（木） 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B  
第1回厚木市小・中学校教頭会議
- 3 5月 6日（土） 神奈川工科大学厚木市子ども科学館 サイエンスホール250  
令和5年度厚木市青少年健全育成会連絡協議会総会
- 4 同 日 あつぎ市民交流プラザ ミュージックルーム1  
令和5年度厚木市立小中学校PTA連絡協議会総会
- 5 5月 7日（日） 厚木市荻野運動公園ほか  
令和5年度春季健康まつり  
○訪問地区 2地区（荻野、玉川）  
○種目 ソフトバレーボール  
○参加者数 約100人（2地区合計）  
（荻野 約30人、玉川 約70人）
- 6 5月 8日（月） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室  
青少年心理相談員等との意見交換  
○出席者数 12人（青少年心理相談員9人、教育ネットワークコーディネーター2人  
家庭訪問相談員1人）
- 7 同 日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室  
令和5年度第1回厚木市教科用図書採択検討委員会
- 8 5月 9日（火）～10日（水）  
東京都立川市（たましんRISURUホール、パレスホテル立川）  
令和5年度関東地区都市教育長協議会総会及び分科会
- 9 5月10日（水） 東京都立川市（GREEN SPRINGS 3階）  
東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)」内覧会

- 10 5月12日(金) 三浦市(三浦市民ホール)  
令和5年度神奈川県都市教育長協議会総会
- 11 5月13日(土) 下川入ターゲット・バードゴルフ場  
令和5年度春季健康まつり  
○訪問地区 睦合北地区  
○種目 ターゲット・バードゴルフ  
○参加者数 約40人
- 12 5月14日(日) 厚木市営厚木野球場ほか  
令和5年度春季健康まつり  
○訪問地区 3地区(厚木北、南毛利、南毛利南)  
○種目 ソフトボール、バドミントン、ボッチャ  
○参加者数 約190人(3地区合計)  
(厚木北 約110人、南毛利 約30人、南毛利南 約50人)
- 13 同日 あつぎ市民交流プラザ amyuスタジオほか  
令和5年度第26回少年少女フェスティバル
- 14 5月15日(月) 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室  
寄附贈呈式  
○寄附物品 湘南ベルマーレ「産業能率大学スペシャルデー」観戦チケット 10枚  
○出席者 産業能率大学情報マネジメント学部長、学生1人、大学職員2人
- 15 同日 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室  
フルコンタクトカラテ闘塾所属選手 市長表敬訪問  
○訪問者 選手4人、師範1人、保護者8人
- 16 5月18日(木)～19日(金) 北海道帯広市(帯広市民文化ホール)  
第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会帯広大会
- 17 5月21日(日) 厚木市立北小学校ほか  
令和5年度春季健康まつり  
○訪問地区 3地区(依知北、睦合南、森の里)  
○種目 グラウンド・ゴルフ、バウンスボール  
○参加者数 約230人(3地区合計)  
(依知北 約80人、睦合南 約60人、森の里 約90人)
- 18 5月22日(月) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室  
叙位伝達式

議案第19号

「厚木市小中一貫教育基本方針」策定指針について

厚木市小中一貫教育基本方針に関する策定指針を別紙のとおり定める。

令和5年5月23日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

昨今の教育に関する国の動向や地域の実情等を踏まえ、本市にふさわしい小中一貫教育をより具体的に推進するため、小中一貫教育の導入に向けた基本方針に関する策定指針を定める。

# 「厚木市小中一貫教育基本方針」策定指針（案）

## 1 小中一貫教育基本方針を策定する必要性

### (1) 小中一貫教育に対する本市の考え方

小中一貫教育とは、小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を強化したカリキュラムを編成・実施して進める教育のことです。

本市ではこれまで、国の示す方針に基づき、小中一貫教育の推進に向けた研究をしてきましたが、令和3年1月に中央教育審議会から文部科学省に対して、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」が出され、その中で、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方」として、全ての児童・生徒が、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることや、学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないことを徹底することに加え、義務教育9年間を通した教育課程や指導・支援体制の在り方等について一体的に検討を進めることが、基本的な考え方として示されました。本市においては、そのような国の動向と、児童・生徒数の減少などの地域の実情を踏まえ、本市によりふさわしい小中一貫教育を推進することが必要となっていると考えます。

〈参考〉国におけるこれまでの小中一貫教育に関する動き等

- ・平成27年6月：「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布され、学校教育制度（小学校を6年間、中学校を3年間とするなど）の弾力化ができるようになった。
- ・平成28年4月：同法が施行され、小中一貫教育を実施することを目的とした義務教育学校の制度が創設された。
- ・令和3年1月：中央教育審議会から文部科学省に対して、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」が出され、その中で、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」の基本的な考え方や検討を進めるための観点<sup>※</sup>が示された。

※9年間を見通した新時代の義務教育の在り方を検討するための観点の一例

- ・教育課程の在り方
- ・義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方
- ・義務教育をすべての児童・生徒等に実質的に保障するための方策
- ・いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

## (2) 本市における小中一貫教育に係るこれまでの取組

時 期	取 組 内 容
平成18年度から	効果的な小・中学校の連携の在り方に関する研究を開始
平成21年度から	教育委員会が同一の中学校区にある小・中学校を研究校として指定し、小・中学校の9年間を見通した教育課程編成及び指導方法の工夫改善の在り方等の研究を実施
平成27年度から	全ての市立小・中学校を対象に、同一の中学校区にある小・中学校を単位として研究を実施

区分	連 携 内 容
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校で合同研修会を実施</li> <li>・児童・生徒に関する情報交換</li> <li>・小・中学校の教職員が互いの授業や給食、部活動等を見学</li> <li>・中学校教員が小学校6年生の授業を実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生が中学校の授業や部活動等を体験</li> <li>・中学生が小学校の運動会にボランティアとして参加</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## (3) 本市のこれまでの取組における成果と課題

### ①成果

積極的に小・中学校間で教員の人事交流を実施し、年々連携の強化を図ったことで、次のような成果を上げています。

区分	成 果
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の特性や生活実態等に関する共通認識をもつことができた。</li> <li>・子どもの発達を考慮した指導について共通理解を深めることができた。</li> </ul>
児童・生徒	<p>児童：中学校生活に対する不安の軽減、期待感の醸成が図られた。</p> <p>生徒：自身の立場に応じた自覚を促すことができた。</p>

### ②課題

「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」に示された検討の観点を踏まえた本市の現状における課題は、次のとおりです。

答申の示す検討の観点	現状における課題
9年間を見通した教育課程の在り方	児童・生徒の発達段階に応じた系統的な教育活動の機会の充実や円滑な学びの連続性の確立に向けて、小・中学校の9年間を見通した系統的な教育課程の編成をより実効的に進める必要がある。
教科担任制の在り方	教科の専門性を生かしたより質の高い指導を充実させ、児童・生徒の学習の理解度・定着度を向上させるために、中学校の専科教員が小学校で授業を行うことや小学校への専科教員の配置、小学校高学年からの教科担任制の導入等を実施する必要がある。
全ての児童・生徒に実質的に教育を保障するための方策	児童の進学に伴う不安の解消や、小・中学校の教職員の支援の連携、ICTを活用した多様な教育機会の確保などに向けて、学校種間の交流の機会を増やすことで、学校種間のギャップの解消や、9年間の系統的な支援体制づくりをより充実した形で進める必要がある。
いじめの重大事態、虐待事案等への適切な対応	いじめや虐待事案等の早期発見・早期対応に向けて、児童・生徒の理解や保護者及び関係機関との連携も含めた9年間の継続的な支援体制を一層充実させる必要がある。

本市では、現在、中学校1校に対し小学校1～3校を同一の中学校区として学区を編成していますが、各校の立地条件や、小・中学校の教育課程の違いなどにより、同一の中学校区における児童・生徒及び教職員間の交流の機会は限られてしまっています。

今後、現状における課題を解決し、9年間を見通した新時代の義務教育の実現を目指すためには、同一中学校区の児童・生徒及び小・中学校の教職員がより交流しやすい環境を整備することが必要であると考えます。

さらに、本市にふさわしい小中一貫教育の在り方を検討し、導入することにより、先に述べた課題を解決するとともに、次のような効果も期待できます。

#### ○異年齢間の交流による効果

児童・生徒が異年齢間で交流することで、下級生は上級生の学習や行事に取り組む姿勢を手本とし、今後の学校生活の見通しをもてることから、学校生活に対する不安を解消し、学習等への取組意欲を高めることができます。一方、上級生は下級生に思いやりをもって接し、様々な活動場面でリーダーシップを発揮することで、自己肯定感や自尊感情を高めることができます。

#### ○教職員の負担軽減に関する効果

小学校高学年から教科担任制を導入することにより、教職員一人当たりの担当教科の数が減り、多くの教科の教材研究が求められる状況を改善することができます。また、小・中学校の教職員が合同で教育活動を行うことで、教職員一人当たりの分掌の数や業務量が削減されることにより、教職員の負担軽減等を図ることができます。

## 2 方針の基本的な考え方

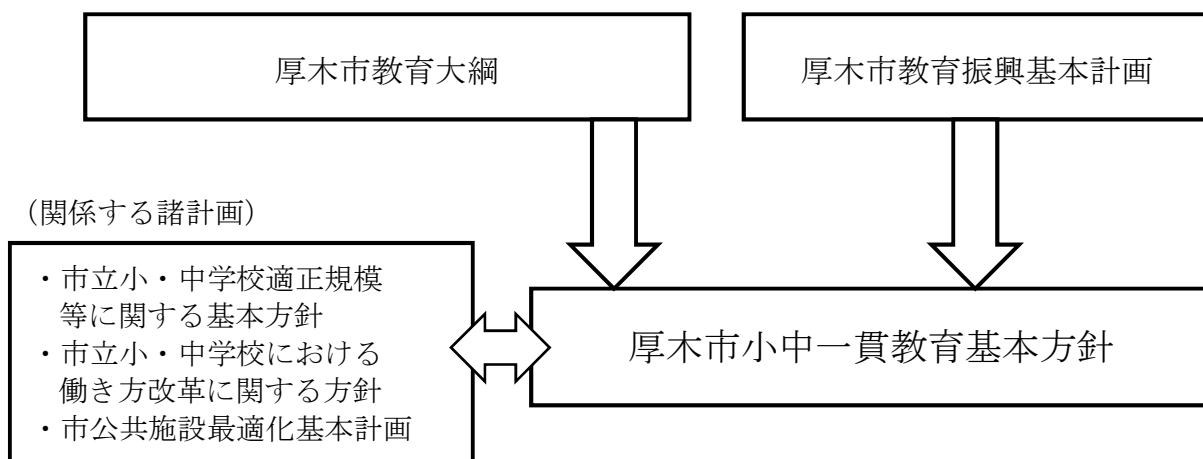
方針策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方として取り組むこととします。

### (1) 教育大綱及び教育振興基本計画に基づいた方針づくり

市の教育に関する総合的な施策である教育大綱及び市における教育振興のための施策に関する基本的な計画である教育振興基本計画に基づき、市の教育行政の方向性に即した方針とします。

なお、策定に当たっては、関係する諸計画等との整合性を図りながら検討を進めます。

#### 【方針策定に係る各計画等との関係】



### (2) 市民協働による方針づくり

小中一貫教育の取組に当たっては、児童・生徒及びその保護者、関係団体、地域住民を含む学校関係者など多数の皆様が関係することから、方針の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民参加手続を経て方針づくりを行います。

## 3 方針策定に当たって配慮すべき視点

本市にふさわしい小中一貫教育を導入するための方針の策定に当たっては、次の視点に配慮して進めていきます。

### (1) 小中一貫教育の学校運営の視点

9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を重視した教育課程の編成や教職員配置等を工夫することにより、児童・生徒にとってより効果的な教育活動の実施や教職員の業務負担軽減ができるよう検討を行います。

### (2) 学習面及び児童・生徒指導の充実の視点

9年間の系統性・連続性を重視して、発達段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程を編成するとともに、安心して過ごせる学習・生活環境を学年段階・学校段階を超えて安定的に確保するなどの観点から、発達段階に応じて表現に配慮を加えた学習規律・生活規律を設定できるよう検討を行います。

### (3) 学校施設の在り方に関する視点

施設一体型、施設隣接型、施設分離型など、児童・生徒及び小・中学校の教職員が相互に交流しやすく、各中学校区の実情に沿った学校施設の在り方について検討を行います。



#### 4 基本方針に盛り込むべき内容

- (1) 全国的な小中一貫教育の流れについて  
小中一貫教育の制度化の整理
- (2) 小中一貫教育の基本的な考え方について  
9年間を見通した教育課程の編成による効果
- (3) 小中一貫教育により目指す成果について
  - ア 本市における小中一貫教育の将来像
  - イ 学びの接続の在り方
  - ウ 生活の接続の在り方
  - エ 教職員の接続の在り方
- (4) 小中一貫教育の学校運営の在り方について
  - ア 小中一体的な学校運営の在り方
  - イ 効果的な運営をするための教職員の配置
- (5) 小中一貫教育の学校施設の在り方について
  - ア 施設一体型の場合
  - イ 施設隣接型の場合
  - ウ 施設分離型の場合
- (6) 9年間を見通した教育課程の編成について
  - ア 小・中学校間の授業の乗り入れ
  - イ 9年間で一体的に取り組む特別活動及び総合的な学習の時間の在り方
  - ウ 異年齢交流の充実
  - エ 学習面・生活面において学年間の段差を生まない円滑な接続の在り方
- (7) 特別支援教育の一体化について
  - ア 教職員間の連携による継続した支援
  - イ 教材・指導法などの共有
- (8) インクルーシブ教育の一体化について
  - ア リソースルームの設置・運営
  - イ 支援員の連携
- (9) 不登校児童・生徒への一体的な指導・支援について
  - ア 教育相談コーディネーターの連携
  - イ スクールカウンセラーや各種支援員等のフレキシブルな活用
- (10) ICTの活用について
  - ア 異年齢間及び同年齢間のオンラインによる交流
  - イ 多様な学びの機会を確保するためのICTの活用
- (11) 地域連携・協働について
  - ア 学校運営協議会の在り方
  - イ 地域学校協働活動の在り方
  - ウ 小中継続した地域スポーツ・文化芸術活動の在り方

## 5 検討体制

方針の検討に当たっては、庁内横断的に関係部署の意見を反映させるため、次に掲げる庁内組織で検討を進めます。

### (1) 厚木市小中一貫教育検討推進委員会

教育委員会及び市長部局の関係課等長により構成し、小中一貫教育の在り方等について必要な事項の検討を行います。

### (2) 厚木市小中一貫教育検討推進プロジェクトチーム

教育委員会及び市長部局の係長職を中心とした職員により構成し、方針の策定に係る調査及び研究を行います。

## 6 策定スケジュール

策定のスケジュールは、次のとおりとします。

日程	取組内容
令和5年5月	小中一貫教育検討推進委員会での検討及び 小中一貫教育検討推進プロジェクトチームでの調査・研究
6月	アンケート調査等の実施
9月	方針（素案）策定
10月	意見交換会の開催
12月	方針（案）の策定
令和6年2月	パブリックコメントの実施
3月	方針の策定

## 7 策定後の取組について

(1) 方針に基づき、関係する地域や学校ごとに「（仮称）小中一貫教育推進計画」を策定し、検討を進めます。推進計画策定に当たっては、関係する学校の保護者や関係者、地域の皆様に構成する策定委員会を設置し、計画内容について協議いただく予定です。

(2) 「（仮称）小中一貫教育推進計画」の策定・推進に当たっては、現在、本市が進めている市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組との整合性を図りながら、各地域の実情に合った小中一貫教育の推進や、学校規模適正化を一体的に実施し、これらの取組にふさわしい学校施設の整備を含め、ソフト・ハードの両面から本市の教育の質の向上に取り組み、「教育は厚木に限る」と言われる教育環境の実現を図ります。

### 小中一貫教育基本方針を策定する必要性

- ・小中一貫教育とは、小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を強化したカリキュラムを編成・実施して進める教育のことです。
- ・本市ではこれまでも、国の示す方針に基づき、小中一貫教育を推進してきましたが、国の小中一貫教育に関する動向等や、本市の現状における課題を踏まえ、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方」について様々な観点から検討し、本市にふさわしい小中一貫教育として推進する必要があると考えています。

### 本市のこれまでの取組

- 平成18年度～ 効果的な小・中学校の連携の在り方に関する研究を開始
- 平成21年度～ 同一の中学校区にある小・中学校を研究校として指定
- 平成27年度～ 市立全小・中学校を対象に、中学校区を単位とした研究を継続

### これまでの取組における連携内容

- 〔教職員〕 ・小・中学校で合同研修会を実施、児童・生徒に関する情報交換  
・小・中学校の教職員が互いの授業や給食、部活動等を見学 など
- 〔児童・生徒〕 ・小学生が中学校の授業や部活動等を体験  
・中学生が小学校の運動会にボランティアとして参加 など

### ◆これまでの取組の成果

- 〔教職員間〕  
・児童・生徒の特性や生活実態等に関する共通認識をもつことができた。  
・子どもの発達を考慮した指導について共通理解を深めることができた。
- 〔児童・生徒間〕  
児童：中学校生活に対する不安の軽減、期待感の醸成が図られた。  
生徒：自身の立場に応じた自覚を促すことができた。

### ◆現状における課題

- ア) 9年間を見通した教育課程の在り方
- イ) 教科担任制の在り方
- ウ) 全ての児童・生徒に実質的に教育を保障するための方策
- エ) いじめの重大事態、虐待事案等への適切な対応

課題の主な要因は、同一の中学校区における児童・生徒及び教職員間の交流の機会が限られてしまっていることにある。

課題を解決するためには、児童・生徒及び小・中学校の教職員が、より交流しやすい環境を設けることが必要である。

### ◆小中一貫教育の導入により期待できる効果

- 異年齢間の交流による効果
- 教職員の負担軽減に関する効果

### 方針についての基本的な考え方

- (1) 教育大綱及び教育振興基本計画に基づいた方針づくり
- (2) 市民協働による方針づくり

#### 【方針策定に係る各計画等との関係】

- ・市立小・中学校適正規模等に関する基本方針
- ・市立小・中学校における働き方改革に関する方針
- ・市公共施設最適化基本計画

厚木市教育大綱

厚木市教育振興基本計画

厚木市小中一貫教育基本方針

### 方針策定に当たって配慮すべき視点

- (1) 小中一貫教育の学校運営の視点
- (2) 学習面及び児童・生徒指導の充実の視点
- (3) 学校施設の在り方に関する視点

### 検討体制

- (1) 厚木市小中一貫教育検討推進委員会  
教育委員会及び市長部局の関係課等長により構成
- (2) 厚木市小中一貫教育検討推進プロジェクトチーム  
教育委員会及び市長部局の係長職を中心とした職員により構成


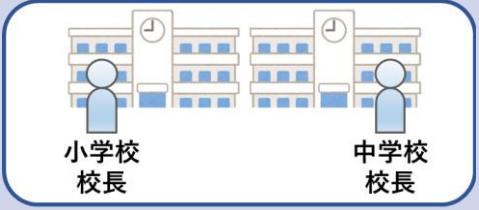
### 策定スケジュール

日程	取組内容
令和5年	5月 ・小中一貫教育検討推進委員会での検討 ・小中一貫教育検討推進プロジェクトチームでの調査・研究
	6月 ・アンケート調査等の実施
	9月 ・方針（素案）策定
	10月 ・意見交換会の開催
令和6年	12月 ・方針（案）の策定
	2月 ・パブリックコメントの実施
	3月 ・方針の策定

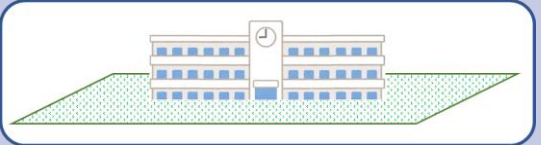

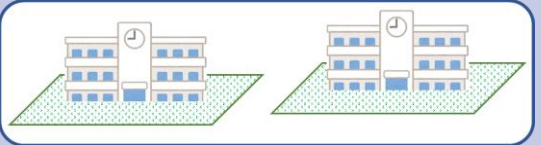
### 【参考】国におけるこれまでの小中一貫教育に関する動き等

- ・平成27年6月：「学校教育法等の一部を改正する法律」公布  
学校教育制度（小学校を6年間、中学校を3年間とするなど）の弾力化が可能になる。
- ・平成28年4月：同法施行。小中一貫教育を実施することを目的とした義務教育学校の制度が創設される。
- ・令和3年1月：中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」において、「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」が示される。

# 小中一貫教育の形態と各特色

小中一貫教育	小学校と中学校が「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した学校教育目標を設定した上で、系統性・連続性を強化したカリキュラムを編成・実施			
形態	義務教育学校	小学校併設型中学校／中学校併設型小学校	連携型小学校／連携型中学校	
特色	<p>一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆一人の校長を置く</li> <li>◆一つの教職員組織を置く</li> <li>◆修業年限は9年間 前期課程6年+後期課程3年</li> </ul> 	<p>組織上独立した小学校及び中学校が、義務教育学校に準じる形で、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小・中学校それぞれに校長を置く（併任可）</li> <li>◆小・中学校それぞれに教職員組織を置く</li> <li>◆修業年限 小学校6年間、中学校3年間</li> </ul> 	<p>小・中学校の一貫性に配慮した教育を施すため、当該小学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小・中学校で設置者が異なる</li> </ul>	
設置の根拠となる法令	<p>学校教育法 第1章 総則 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p>			
	<p>学校教育法施行規則 第五章の二 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校</p>			<p>学校教育法施行規則 第四章 小学校 第五章 中学校</p>
	<p>第一節 義務教育学校 第七十九条の二 義務教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、小学校設置基準の規定を準用する。 2 義務教育学校の後期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。</p>	<p>第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校 第七十九条の九 同一の設置者が設置する小学校（中学校連携型小学校を除く。）及び中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。）においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。 第七十九条の十一 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。</p>		<p>第二節 教育課程 第五十二条の二 小学校（第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該小学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。</p>

## 小中一貫教育の施設の形態

施設一体型	施設隣接型	施設分離型
<p>小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている（小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む）</p>	<p>小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている</p>	<p>小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている</p>
		

議案第20号

令和5年度教育予算補正について

令和5年度教育予算補正について、別紙のとおり同意する。

令和5年5月23日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和5年度教育予算補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和5年度教育予算補正

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	960,788	0	960,788
学校教育部	39,621	0	39,621
社会教育部	136,852	0	136,852
歳入合計	1,137,261	0	1,137,261

(歳出)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	3,782,780	52,581	3,835,361
学校教育部	1,115,138	864	1,116,002
社会教育部	1,258,264	141,511	1,399,775
歳出合計	6,156,182	194,956	6,351,138

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 歳入については教育委員会の特定財源のみを記載しているため、歳入と歳出の合計額は一致しない。

※ 次頁以降の歳出については、各課等における補正関係部分のみ記載しているため、補正前の額の合計額は総括の歳出額とは一致しない。

## 2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 常備消防費	2,629,432	6,600	2,636,032	一般財源	6,600
				国庫支出金	12,599
				市 債	12,400
15 消防施設費	257,253	25,198	282,451	一般財源	199
25 災害対策費	163,489	22,932	186,421	一般財源	22,932
50 教育費	8,063,700	194,956	8,258,656		
5 教育総務費	1,573,611	1,847	1,575,458		
10 事務局費	823,922	983	824,905	一般財源	983
15 教育指導費	615,947	864	616,811	一般財源	864
10 小学校費	2,868,448	37,073	2,905,521		
5 学校管理費	786,547	33,909	820,456	一般財源	33,909
10 学校保健給食費	1,548,592	3,164	1,551,756	一般財源	3,164
15 中学校費	1,439,587	14,525	1,454,112		
5 学校管理費	348,985	12,240	361,225	一般財源	12,240
10 学校保健給食費	319,094	2,285	321,379	一般財源	2,285

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
18 備品購入費	6,600	1	消防資器材整備事業費増	【管理課】 6,600
15 工事請負費	25,198	1	消防庁舎改修事業費（長寿命化）増 (1) 消防庁舎改修事業費（長寿命化）（継続費）	【消防総務課】 25,198 25,198
11 需用費	4,033	1	地域防災力強化事業費増	【危機管理課】 14,365
13 委託料	14,795		(1) 指定避難所等強化事業費 (2) 防災マニュアル作成事業費 (3) ペット避難場所整備事業費	2,520 9,845 2,000
18 備品購入費	4,104	2	風水害等対策事業費	【危機管理課】 8,567
11 需用費	131	1	小中学校学校給食費負担軽減推進事業費	【学校給食課】 983
12 役務費	852			
1 報酬	864	1	学校司書配置事業費増	【教育指導課】 864
11 需用費	6,500	1	小学校維持管理事業費増	【教育施設課】 27,000
12 役務費	27,000	2	小学校維持補修事業費増	【教育施設課】
14 使用料及び賃借料	409			6,909
11 需用費	3,164	1	小学校給食食育推進事業費	【学校給食課】 3,164
12 役務費	12,240	1	中学校維持管理事業費増	【教育施設課】 12,240
11 需用費	2,285	1	中学校給食食育推進事業費	【学校給食課】 2,285

4 5 消防費 5 0 教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
25 保健体育費	667,820	141,511	809,331		
10 体育施設費	406,378	141,511	547,889	一般財源	141,511
歳 出 合 計	93,461,120	4,864,065	98,325,185		

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	81,901	1 グラウンド・ゴルフ場整備事業費増 ……【スポーツ推進課】 44,552
12 役員費	5,311	
13 委託料	10,660	2 飯山グラウンド整備事業費 ……【スポーツ推進課】 86,959
14 使用料及び賃借料	1,700	3 スポーツの聖地検討事業費 ……【スポーツ推進課】 10,000
15 工事請負費	40,000	
16 原材料費	239	
18 備品購入費	1,500	
22 補償、補填及び賠償金	200	

50 教育費



債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書（補正）

追 加

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの支出（見込）額		令和5年度以降の支出予定額		左の財源の内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
緑ヶ丘小学校冷暖房設備賃借料	109			令和6年度	109	一般財源等

議案第 2 1 号

厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例（案）について

厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例（案）について、別紙のとおり同意する。

令和 5 年 5 月 2 3 日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

## 厚木市営体育施設条例の一部を改正する条例

厚木市営体育施設条例（昭和59年厚木市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表厚木市営水泳プールの項を削る。

第3条第1項第4号を削る。

別表厚木市営水泳プールの項を削り、同表中備考4を削り、備考5を備考4とし、同表備考6各号列記以外の部分中「（厚木市営水泳プールを除く。）」を削り、同表中備考6を備考5とし、備考7を備考6とする。

### 附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

## 新旧対照表

新	旧																																																										
<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>厚木市営厚木テニスコート</td> <td>厚木市厚木2348番地ロ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可) 第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表(第4条、第9条、第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">名称</th> <th rowspan="2" style="width: 35%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">使用料又は利用料金</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">市内</th> <th style="width: 25%;">市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>厚木市営厚木テニスコート</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1面1時間につき 210円</td> <td style="text-align: center;">1面1時間につき 420円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1～3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 体育施設の使用又は利用に係る1回、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>6</u> 略</p>	名称	位置	略	略	厚木市営厚木テニスコート	厚木市厚木2348番地ロ	略	略	名称	区分	使用料又は利用料金		市内	市外	略				厚木市営厚木テニスコート		1面1時間につき 210円	1面1時間につき 420円	略				<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>厚木市営厚木テニスコート</td> <td>厚木市厚木2348番地ロ</td> </tr> <tr> <td><u>厚木市営水泳プール</u></td> <td><u>厚木市厚木2289番地</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可) 第3条 次に掲げる体育施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 厚木市営水泳プール</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>別表(第4条、第9条、第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">名称</th> <th rowspan="2" style="width: 35%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">使用料又は利用料金</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">市内</th> <th style="width: 25%;">市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>厚木市営厚木テニスコート</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1面1時間につき 210円</td> <td style="text-align: center;">1面1時間につき 420円</td> </tr> <tr> <td><u>厚木市営水泳プール</u></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>1人1回につき</u> <u>大人 100円</u> <u>小人 50円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1～3 略</p> <p><u>4 厚木市営水泳プールの「1回」とは、教育委員会規則で定める開場時間の区分による2時間30分以内の使用をいう。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 体育施設(<u>厚木市営水泳プールを除く。</u>)の使用又は利用に係る1回、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>7</u> 略</p>	名称	位置	略	略	厚木市営厚木テニスコート	厚木市厚木2348番地ロ	<u>厚木市営水泳プール</u>	<u>厚木市厚木2289番地</u>	略	略	名称	区分	使用料又は利用料金		市内	市外	略				厚木市営厚木テニスコート		1面1時間につき 210円	1面1時間につき 420円	<u>厚木市営水泳プール</u>		<u>1人1回につき</u> <u>大人 100円</u> <u>小人 50円</u>		略			
名称	位置																																																										
略	略																																																										
厚木市営厚木テニスコート	厚木市厚木2348番地ロ																																																										
略	略																																																										
名称	区分	使用料又は利用料金																																																									
		市内	市外																																																								
略																																																											
厚木市営厚木テニスコート		1面1時間につき 210円	1面1時間につき 420円																																																								
略																																																											
名称	位置																																																										
略	略																																																										
厚木市営厚木テニスコート	厚木市厚木2348番地ロ																																																										
<u>厚木市営水泳プール</u>	<u>厚木市厚木2289番地</u>																																																										
略	略																																																										
名称	区分	使用料又は利用料金																																																									
		市内	市外																																																								
略																																																											
厚木市営厚木テニスコート		1面1時間につき 210円	1面1時間につき 420円																																																								
<u>厚木市営水泳プール</u>		<u>1人1回につき</u> <u>大人 100円</u> <u>小人 50円</u>																																																									
略																																																											

議案第22号

厚木市立厚木北公民館新築工事請負契約の締結（案）について

厚木市立厚木北公民館新築工事請負契約の締結（案）について、次のとおり同意する。

- 1 契約の目的 厚木北公民館新築工事
- 2 工事場所 厚木市元町9番4号
- 3 構造及び規模 鉄筋コンクリート造3階建て一部鉄骨造  
延べ床面積 1,972.34平方メートル  
(自転車置場17.92平方メートル含む)
- 4 契約金額 816,464,000円
- 5 契約の相手方 厚木市船子1251番地  
常濃・武雄特別共同企業体  
構成員代表者  
常濃建設(株)  
代表取締役 成井雄幸様
- 6 履行時期 令和7年2月28日

令和5年5月23日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐後佳親

提案理由

厚木市立厚木北公民館新築工事請負契約の締結（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

工事請負契約状況

契約の目的（工事名）		厚木北公民館新築工事
工事場所		厚木市元町9番4号
本体工事 (議案第22号)	契約の相手方 (構成員代表者)	常濃・武雄特別共同企業体 厚木市船子1251番地 常濃建設(株) 代表取締役 成井 雄幸 様
	(構成員)	厚木市小野2326番地 (株)武雄建設 代表取締役 三橋 義照 様
	契約金額	816,464,000円
電気工事 (議案第23号)	契約の相手方 (構成員代表者)	ケンモチ電機・ダイト空調特別共同企業体 厚木市愛甲東二丁目11番2号 (株)ケンモチ電機 代表取締役 劔持 陽子 様
	(構成員)	厚木市栄町二丁目4番25号 ダイト空調工業(株) 代表取締役 大井 聡 様
	契約金額	183,960,700円
空調工事	契約の相手方	厚木市長谷358番地2 (株)第三設備 代表取締役 佐伯 泰信 様
	契約金額	69,080,000円
衛生工事	契約の相手方	厚木市まつかげ台54番13号 (有)大貫設備 代表取締役 大貫 雅史 様
	契約金額	52,250,000円
履行期限		令和7年2月28日
契約金額合計		1,121,754,700円

1 契約の目的（工事名）  
厚木北公民館新築工事

2 工事概要

(1) 公民館

- ア 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- イ 階数 3階建て
- ウ 延べ面積 1,954.42㎡
- エ 屋根 カラーガリバリウム鋼板瓦棒縦葺き
- オ 屋上 高耐久アスファルト防水の上押えコンクリート
- カ 外壁 コンクリート打放しの上複層仕上塗材E

(2) 自転車置場

- ア 構造 アルミ合金造
- イ 階数 1階建て
- ウ 延べ面積 17.92㎡

(3) 地盤改良工事

- 柱状改良 φ1.6m 改良長さ6.1m 99本
- φ1.7m 改良長さ6.1m 5本

(4) 外構工事：一式

3 入札執行方法

条件付一般競争入札

#### 4 開札結果

##### (1) 本体工事

開札日：令和5年5月11日

番号	業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	山王・信和特別共同企業体	704,140,000	最低制限価格未滿
2	常濃・武雄特別共同企業体	742,240,000	<b>落札</b> <b>816,464,000円</b>

※ 予定価格（消費税抜き）は、804,300,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、739,956,000円。落札価格（816,464,000円）は、入札価格（742,240,000円）に消費税額（74,224,000円）を加算した金額です。

##### (2) 空調工事

開札日：令和5年5月11日

番号	業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	(株) 第三設備	62,800,000	<b>落札</b> <b>69,080,000円</b>
2	大塚冷暖房(株)	64,300,000	
3	オリエンタル設備工業(株)	64,800,000	
4	(株) 新日本工業	65,000,000	
5	(有) 大貫設備	65,300,000	
6	栄光冷熱(株)	65,500,000	
7	神央設備(株)	65,630,000	
8	(有) 霜島商会	66,000,000	
9	(有) 原設備工業	66,250,000	
10	(有) 関根設備	66,700,000	

※ 予定価格（消費税抜き）は、65,190,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、59,974,800円。落札価格（69,080,000円）は、入札価格（62,800,000円）に消費税額（6,280,000円）を加算した金額です。



(3) 衛生工事

開札日：令和5年5月11日

番号	業者名	入札価格 (単位：円)	備考
1	(有) 大貫設備	47,500,000	<b>落札 52,250,000円</b>
2	(株) 第三設備	48,210,000	
3	(有) 関根設備	48,475,000	
4	神央設備 (株)	48,510,000	
5	栄光冷熱 (株)	48,530,000	
6	(有) 原設備工業	48,780,000	
7	(株) 新日本工業	48,785,000	
8	オリエンタル設備工業 (株)	48,860,000	

※ 予定価格（消費税抜き）は、48,440,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、44,564,800円。落札価格（52,250,000円）は、入札価格（47,500,000円）に消費税額（4,750,000円）を加算した金額です。

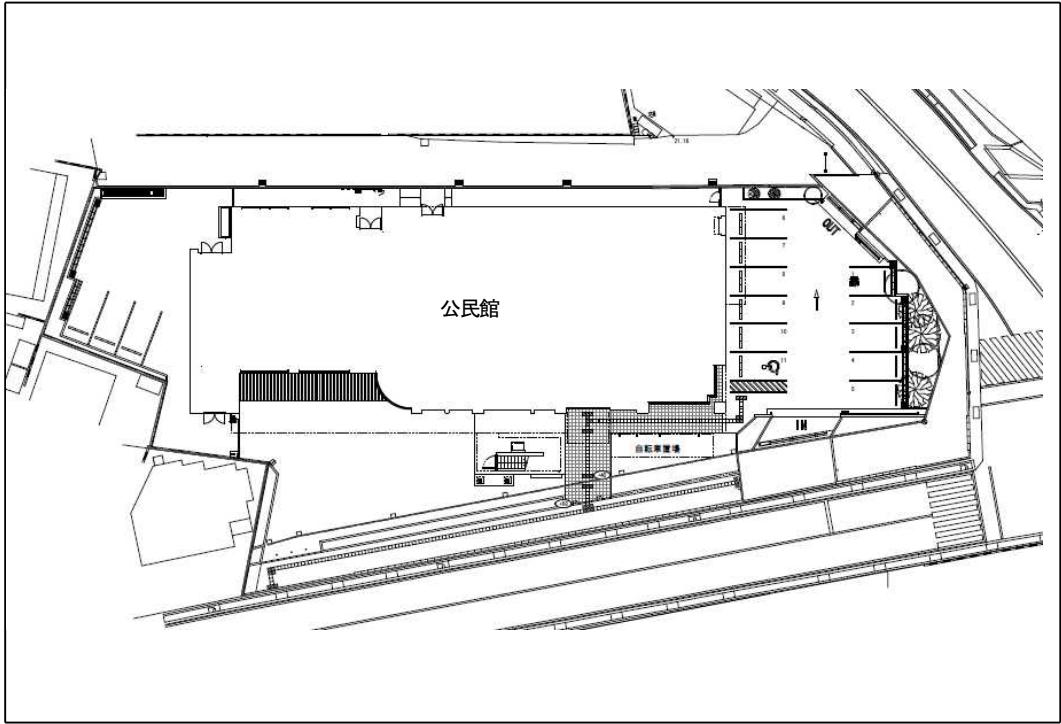
5 仮契約日

- (1) 本体工事 令和5年5月18日
- (2) 空調工事 令和5年5月18日
- (3) 衛生工事 令和5年5月18日

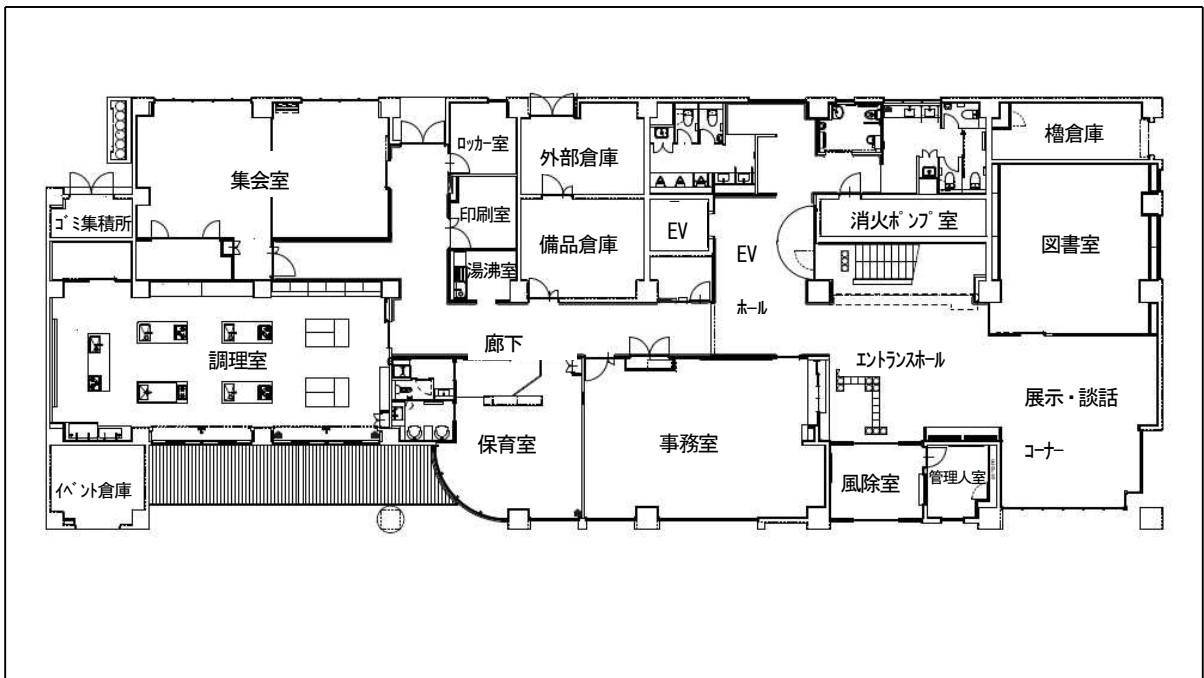
# 位置図



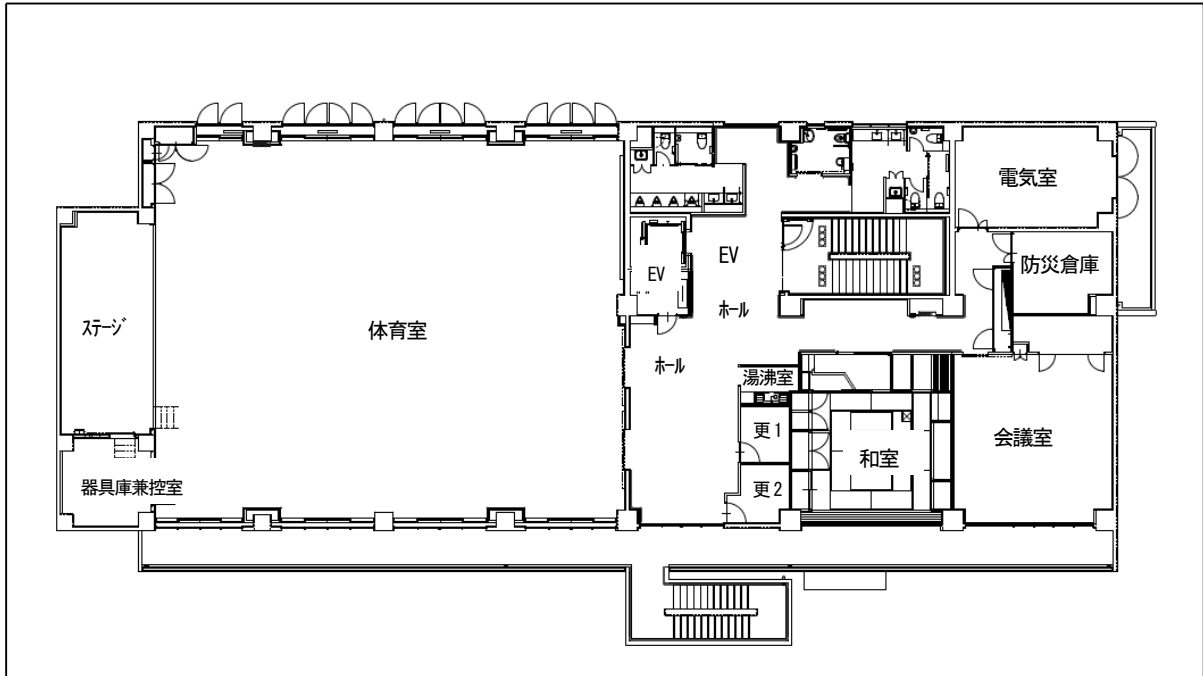
### 配置図



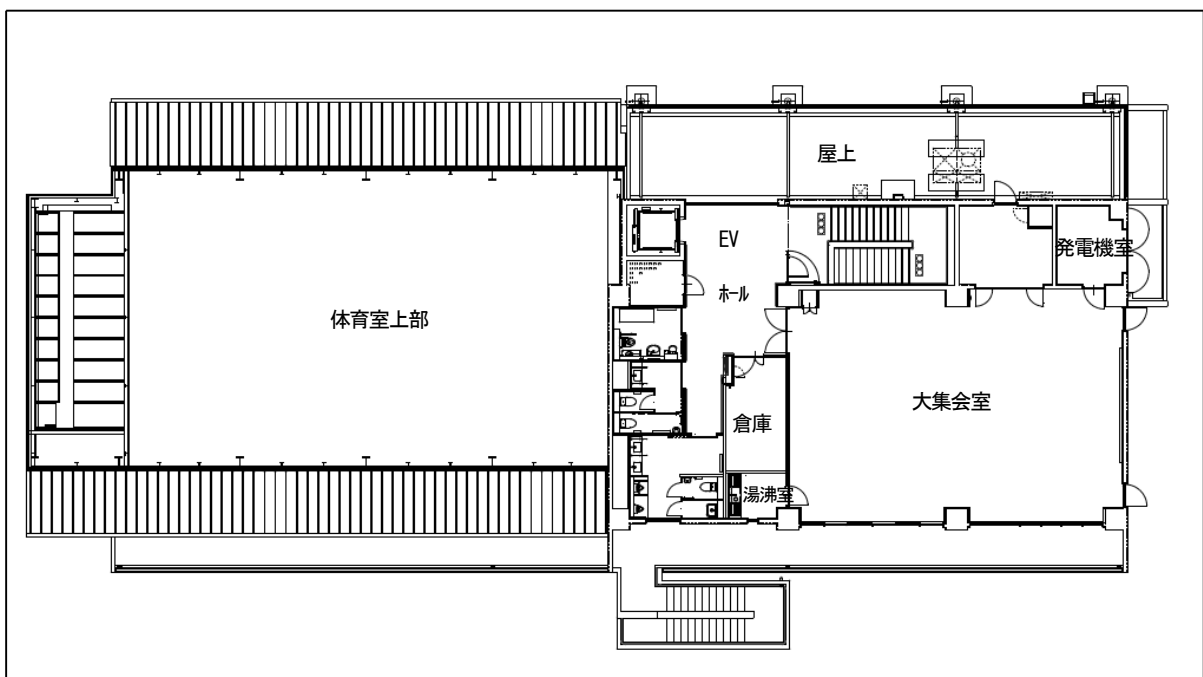
### 1階平面図



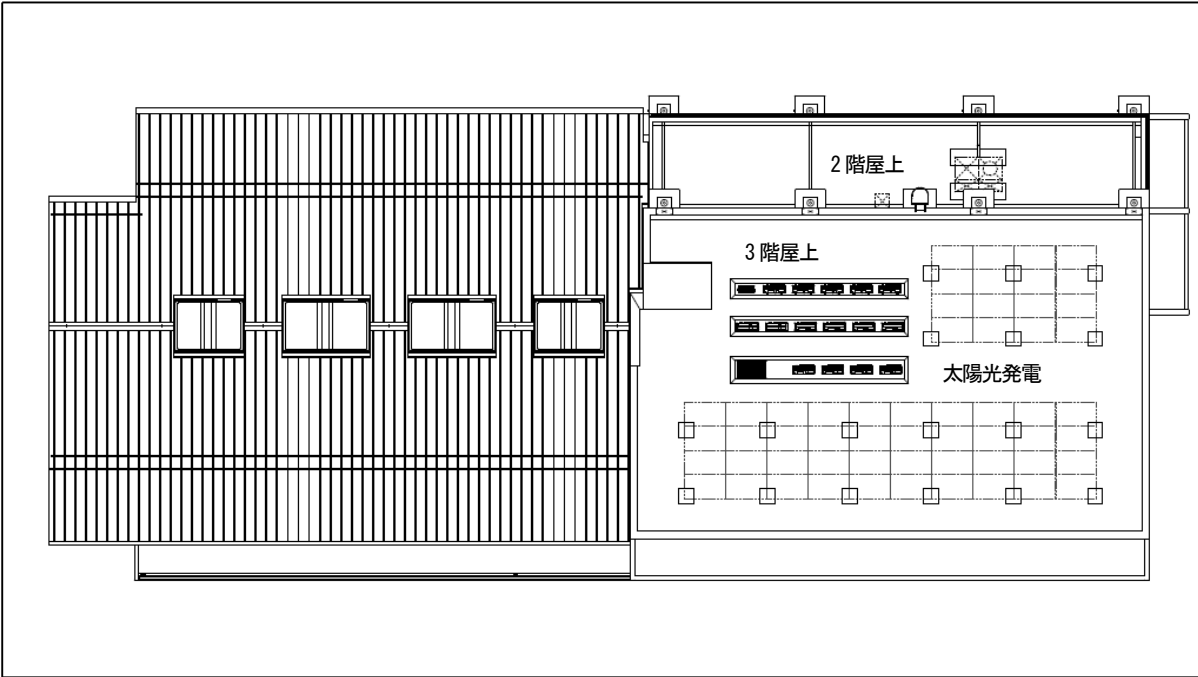
## 2階平面図



## 3階平面図



R階平面図



## 工 事 概 要 書

番 号	5051000017
工 事 名	厚木北公民館新築工事
工事場所	厚木市元町9番4号
工 期	契約の日から 令和7年2月28日まで
工事概要	<p>【工事概要】</p> <p>建築工事 公民館</p> <p>構造 : 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造          階数 : 3階建て          延べ面積 : 1,954.42㎡          屋根 : カラーガリバリウム鋼板瓦棒縦葺き          屋上 : 高耐久アスファルト防水の上押えコンクリート          外壁 : コンクリート打放しの上複層仕上塗材E</p> <p>自転車置場</p> <p>構造 : アルミ合金造          階数 : 1階建て          延べ面積 : 17.92㎡</p> <p>地盤改良工事 : φ1.6m 改良長さ6.1m 99本          φ1.7m 改良長さ6.1m 5本</p> <p>外構工事 : 一式</p>
その他	<p>リサイクル法対象の有無・・・有</p> <p>週休二日制モデル工事 発注者指定</p>

議案第23号

厚木市立厚木北公民館新築（電気）工事請負契約の締結（案）について

厚木市立厚木北公民館新築（電気）工事請負契約の締結（案）について、次のとおり同意する。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 厚木北公民館新築（電気）工事  |
| 2 工事場所   | 厚木市元町9番4号   |
| 3 構造及び規模 | 鉄筋コンクリート造3階建て一部鉄骨造<br>延べ床面積 1,972.34平方メートル<br>(自転車置場17.92平方メートル含む)          |
| 4 契約金額   | 183,960,700円  |
| 5 契約の相手方 | 厚木市愛甲東2丁目11番2号<br>ケンモチ電機・ダイト空調特別共同企業体<br>構成員代表者<br>(株)ケンモチ電機<br>代表取締役 剣持陽子様 |
| 6 履行時期   | 令和7年2月28日   |

令和5年5月23日提出

厚木市教育委員会  
教育長 佐後佳親

提案理由

厚木市立厚木北公民館新築（電気）工事請負契約の締結（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

1 契約の目的（工事名）

厚木北公民館新築（電気）工事

2 工事概要

- (1) 高压引込設備工事
- (2) 受変電設備工事
- (3) 発電機設備工事
- (4) 幹線設備工事
- (5) 動力設備工事
- (6) 電灯・コンセント設備工事
- (7) 電話配管設備工事
- (8) 情報配管設備工事
- (9) テレビ共同受信設備工事
- (10) 防災無線配管設備工事
- (11) 拡声設備工事
- (12) 音響設備工事
- (13) 電気時計設備工事
- (14) トイレ呼出設備工事
- (15) インターホン設備工事
- (16) 機械警備配管設備工事
- (17) 監視カメラ設備工事
- (18) 火災報知設備工事
- (19) 防火戸自動閉鎖設備工事
- (20) ガス漏れ警報設備工事
- (21) 太陽光発電設備工事
- (22) 構内配電線路工事

3 入札執行方法

条件付一般競争入札



#### 4 開札結果

開札日：令和5年5月11日

番号	業者名	入札価格（単位：円）	備考
1	ケンモチ電機・ダイト空調 特別共同企業体	167,237,000	<b>落札</b> <b>183,960,700円</b>
2	佐藤電工・弘陽電設 特別共同企業体	173,107,700	

※ 予定価格（消費税抜き）は、180,930,000円。最低制限価格（消費税抜き）は、166,455,600円。落札価格（183,960,700円）は、入札価格（167,237,000円）に消費税額（16,723,700円）を加算した金額です。

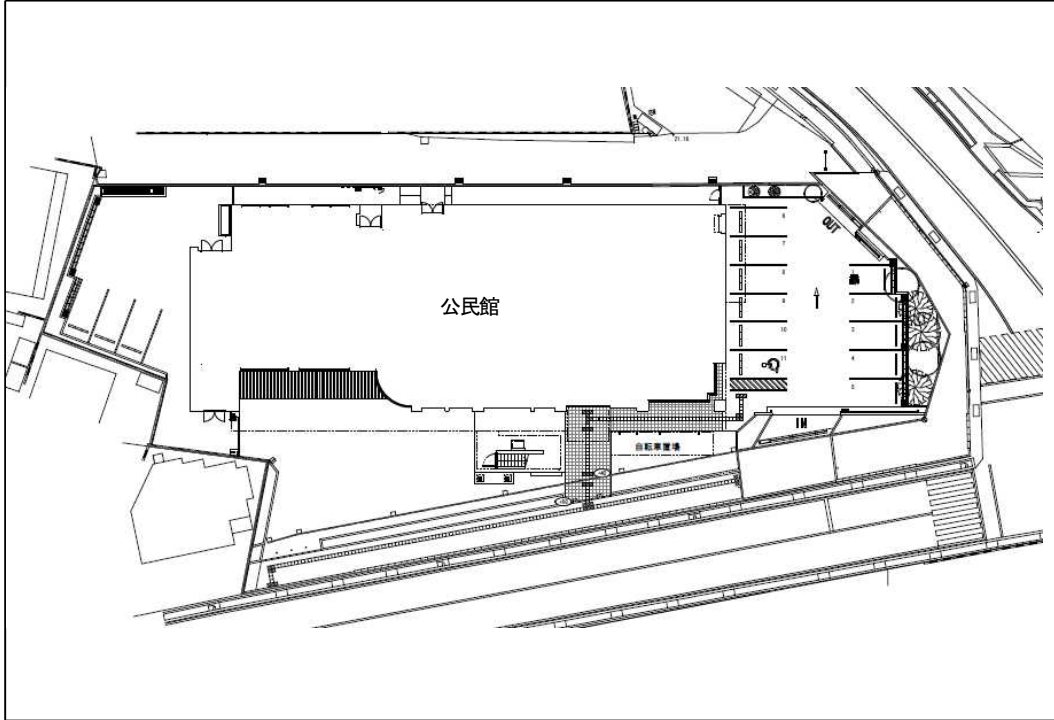
#### 5 仮契約日

令和5年5月18日

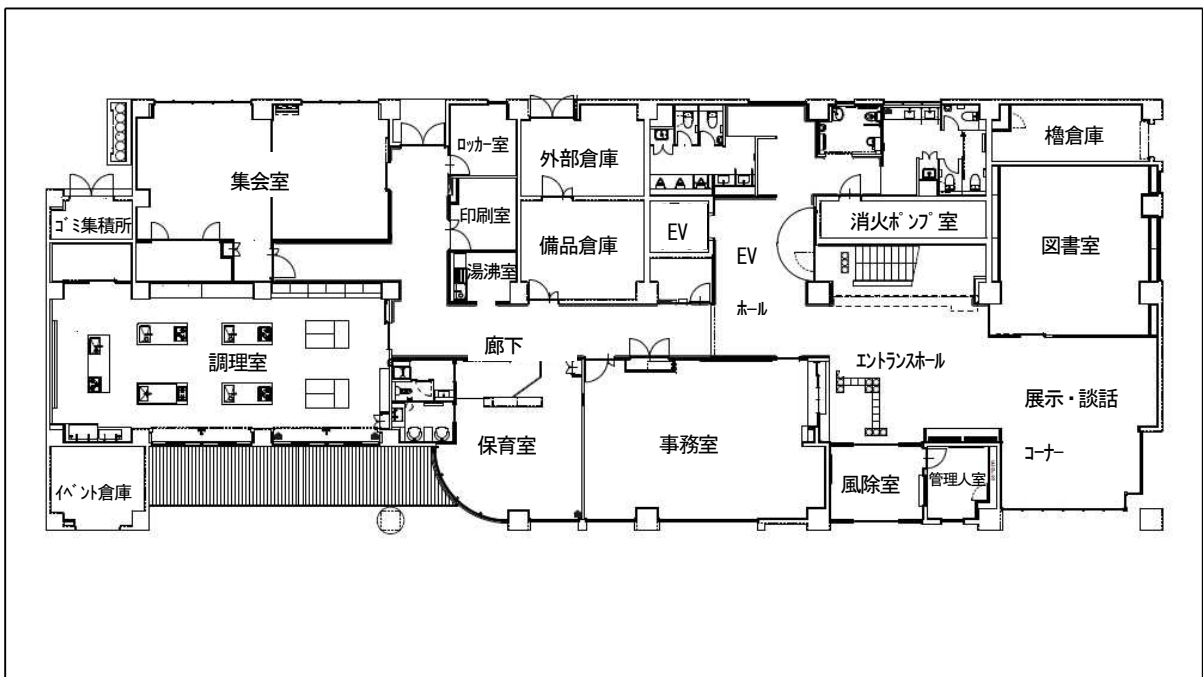
# 位置図



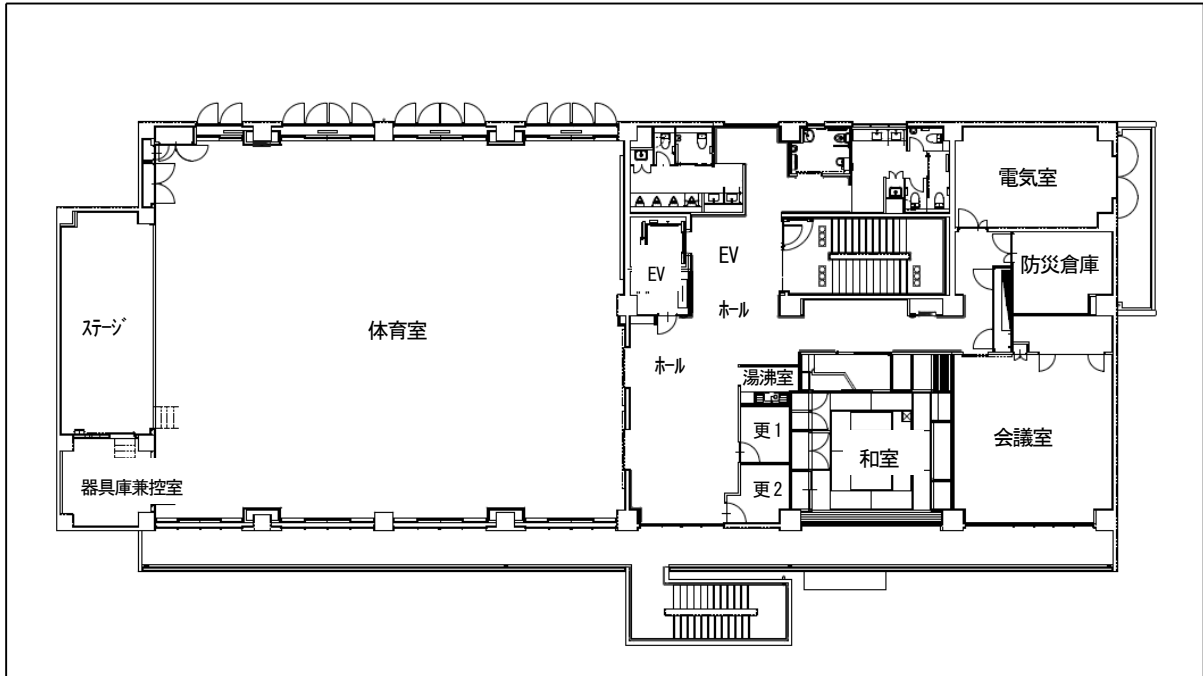
# 配置図



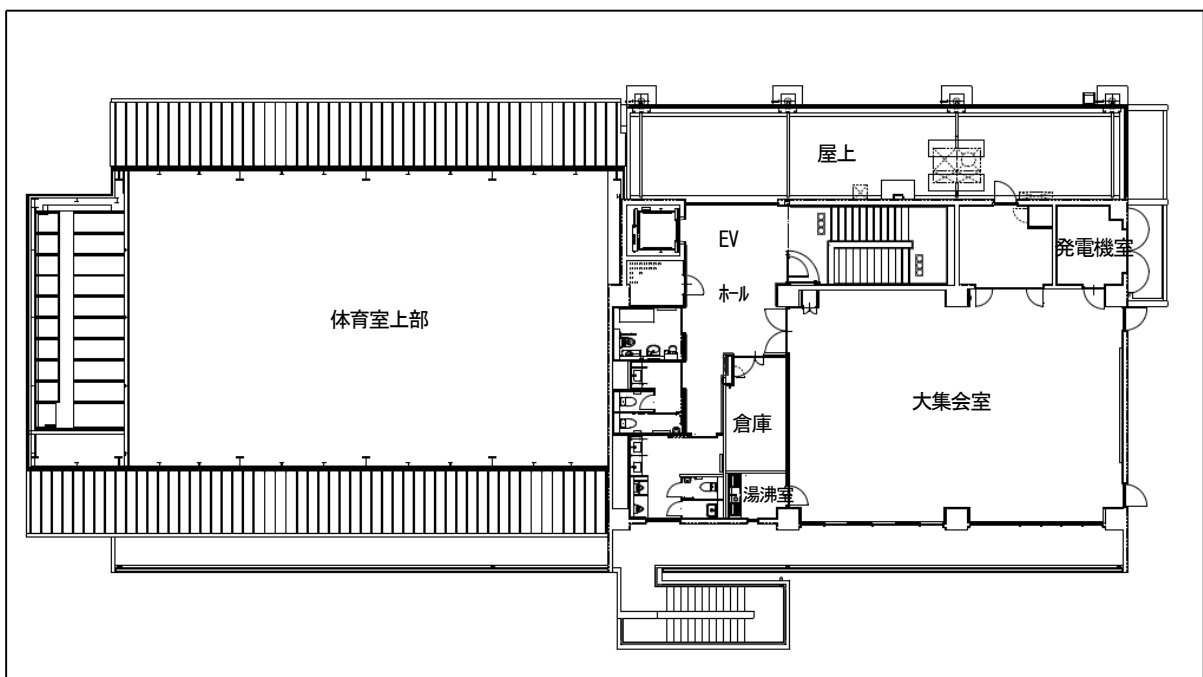
# 1階平面図



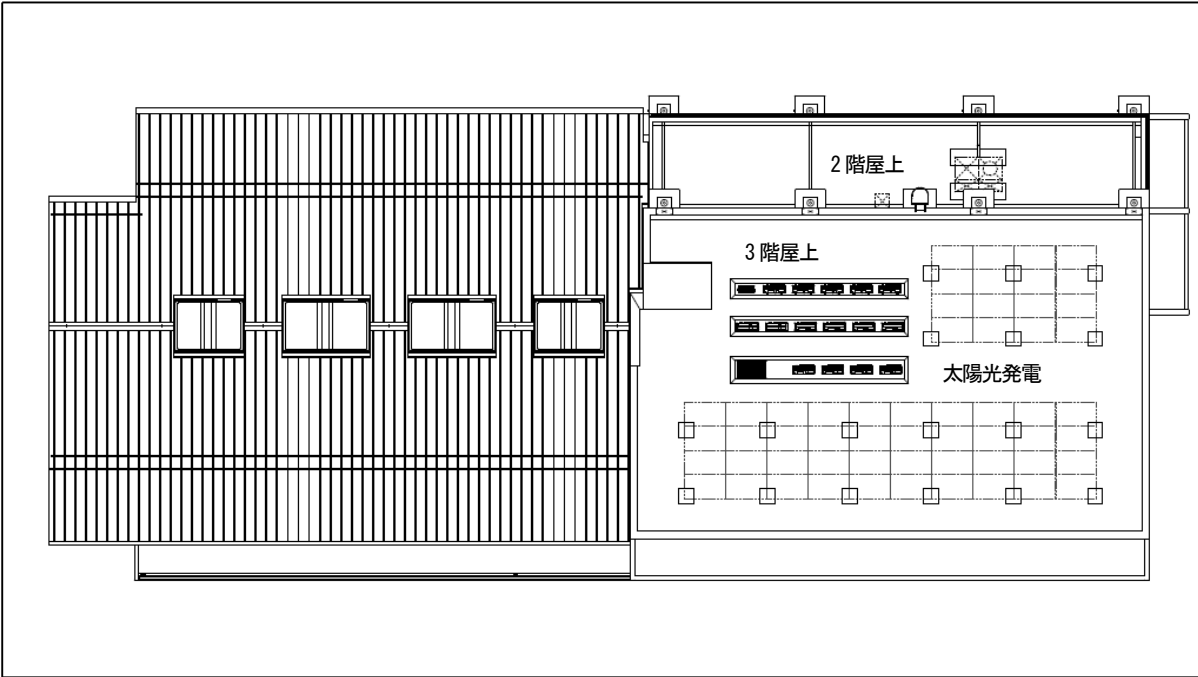
## 2階平面図



## 3階平面図



R階平面図



## 工 事 概 要 書

番 号	5051000018																								
工 事 名	厚木北公民館新築（電気）工事																								
工事場所	厚木市元町9番4号																								
工 期	契約の日から 令和7年2月28日まで																								
工事概要	<p><b>【工事概要】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 高圧引込設備工事</td> <td style="width: 50%;">(11) 拡声設備工事</td> </tr> <tr> <td>(2) 受変電設備工事</td> <td>(12) 音響設備工事</td> </tr> <tr> <td>(3) 発電機設備工事</td> <td>(13) 電気時計設備工事</td> </tr> <tr> <td>(4) 幹線設備工事</td> <td>(14) トイレ呼出設備工事</td> </tr> <tr> <td>(5) 動力設備工事</td> <td>(15) インターホン設備工事</td> </tr> <tr> <td>(6) 電灯・コンセント設備工事</td> <td>(16) 機械警備配管設備工事</td> </tr> <tr> <td>(7) 電話配管設備工事</td> <td>(17) 監視カメラ設備工事</td> </tr> <tr> <td>(8) 情報配管設備工事</td> <td>(18) 火災報知設備工事</td> </tr> <tr> <td>(9) テレビ共同受信設備工事</td> <td>(19) 防火戸自動閉鎖設備工事</td> </tr> <tr> <td>(10) 防災無線配管設備工事</td> <td>(20) ガス漏れ警報設備工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(21) 太陽光発電設備工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(22) 構内配電線路工事</td> </tr> </table> <p><b>【建物概要】</b>          公民館          構 造 : 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造          階 数 : 3階建て          延べ面積 : 1,954.42㎡</p>	(1) 高圧引込設備工事	(11) 拡声設備工事	(2) 受変電設備工事	(12) 音響設備工事	(3) 発電機設備工事	(13) 電気時計設備工事	(4) 幹線設備工事	(14) トイレ呼出設備工事	(5) 動力設備工事	(15) インターホン設備工事	(6) 電灯・コンセント設備工事	(16) 機械警備配管設備工事	(7) 電話配管設備工事	(17) 監視カメラ設備工事	(8) 情報配管設備工事	(18) 火災報知設備工事	(9) テレビ共同受信設備工事	(19) 防火戸自動閉鎖設備工事	(10) 防災無線配管設備工事	(20) ガス漏れ警報設備工事		(21) 太陽光発電設備工事		(22) 構内配電線路工事
(1) 高圧引込設備工事	(11) 拡声設備工事																								
(2) 受変電設備工事	(12) 音響設備工事																								
(3) 発電機設備工事	(13) 電気時計設備工事																								
(4) 幹線設備工事	(14) トイレ呼出設備工事																								
(5) 動力設備工事	(15) インターホン設備工事																								
(6) 電灯・コンセント設備工事	(16) 機械警備配管設備工事																								
(7) 電話配管設備工事	(17) 監視カメラ設備工事																								
(8) 情報配管設備工事	(18) 火災報知設備工事																								
(9) テレビ共同受信設備工事	(19) 防火戸自動閉鎖設備工事																								
(10) 防災無線配管設備工事	(20) ガス漏れ警報設備工事																								
	(21) 太陽光発電設備工事																								
	(22) 構内配電線路工事																								
その他	<p>リサイクル法対象の有無・・・有</p> <p>週休二日制モデル工事 発注者指定</p>																								

**議案第 24 号～ 33 号について  
では、  
非公開案件となります。**

**報告事項 1 については、  
非公開案件となります。**



# 学校における事故発生状況について

資料 2

学校別事故発生件数（事故発生報告書（第23号様式）により報告のあった件数）

No.	学校名・児童生徒数		一般事故							交通事故						
			H30	R1	R2	R3	R4			H30	R1	R2	R3	R4		
							件数	発生率	前年比					件数	発生率	前年比
1	厚木小	898	13	8	2	10	9	1.00	0.79	1	2	2	2	3	0.33	0.12
2	依知南小	474	7	1	6	6	5	1.05	-0.15	1	1	0	1	2	0.42	0.42
3	北小	391	1	0	0	1	0	0.00	0.00	5	0	3	2	1	0.26	-0.53
4	荻野小	217	5	4	1	2	0	0.00	-0.35	0	2	0	2	1	0.46	0.46
5	三田小	726	16	17	29	33	1	0.14	-3.66	3	2	3	6	0	0.00	-0.39
6	清水小	888	13	12	9	6	5	0.56	-0.45	4	5	3	5	2	0.23	-0.11
7	小鮎小	415	9	4	6	3	17	4.10	2.72	2	1	2	0	1	0.24	-0.22
8	玉川小	147	4	3	0	3	7	4.76	4.76	0	0	1	0	1	0.68	0.03
9	南毛利小	1,002	34	41	35	22	22	2.20	-1.29	4	2	0	2	2	0.20	0.20
10	相川小	226	3	3	1	3	2	0.88	0.44	0	0	2	3	0	0.00	-0.89
11	厚木第二小	857	16	1	9	7	6	0.70	-0.38	2	1	0	4	4	0.47	0.47
12	緑ヶ丘小	633	18	3	7	16	11	1.74	0.60	3	0	1	3	2	0.32	0.15
13	戸室小	553	7	28	32	13	15	2.71	-3.11	4	4	1	2	1	0.18	0.00
14	愛甲小	476	4	1	2	7	10	2.10	1.70	0	1	0	0	0	0.00	0.00
15	妻田小	494	8	5	2	0	9	1.82	1.40	1	0	2	4	1	0.20	-0.22
16	鳶尾小	321	4	2	4	6	4	1.25	0.03	1	0	1	0	0	0.00	-0.30
17	毛利台小	466	3	8	4	6	1	0.21	-0.59	0	1	1	0	0	0.00	-0.20
18	上荻野小	307	8	4	0	1	8	2.61	2.61	1	0	1	1	0	0.00	-0.26
19	飯山小	158	5	3	2	1	0	0.00	-1.02	0	0	0	0	0	0.00	0.00
20	森の里小	206	2	2	2	0	1	0.49	-0.38	0	1	0	0	0	0.00	0.00
21	依知小	377	2	2	2	3	3	0.80	0.29	2	1	0	1	4	1.06	1.06
22	戸田小	317	0	0	1	5	7	2.21	1.91	1	2	1	3	3	0.95	0.65
23	上依知小	300	9	9	9	3	14	4.67	1.72	3	0	3	1	0	0.00	-0.98
小学校合計		10,849	191	161	165	157	157	1.45	-0.02	38	26	27	42	28	0.26	0.02
1	厚木中	828	22	8	10	15	21	2.54	1.33	0	0	2	2	1	0.12	-0.12
2	依知中	336	6	11	10	8	14	4.17	1.41	0	1	0	0	2	0.60	0.60
3	荻野中	622	18	13	18	24	14	2.25	-0.46	2	0	3	1	0	0.00	-0.45
4	睦合中	433	9	2	6	8	2	0.46	-0.94	0	0	0	0	1	0.23	0.23
5	小鮎中	336	5	15	11	16	6	1.79	-1.65	0	2	0	0	1	0.30	0.30
6	玉川中	370	8	7	6	5	1	0.27	-1.28	1	3	0	0	6	1.62	1.62
7	南毛利中	749	16	5	21	14	28	3.74	0.74	4	3	0	3	4	0.53	0.53
8	東名中	192	2	3	7	3	7	3.65	0.30	1	2	0	0	0	0.00	0.00
9	林中	328	4	2	1	6	5	1.52	1.23	0	0	1	4	0	0.00	-0.30
10	藤塚中	456	11	2	7	14	7	1.54	-0.02	2	0	2	2	1	0.22	-0.23
11	森の里中	163	2	9	1	2	6	3.68	3.10	0	0	0	2	0	0.00	0.00
12	睦合東中	588	12	14	30	22	16	2.72	-2.16	2	4	1	2	3	0.51	0.35
13	相川中	276	9	11	8	7	3	1.09	-2.09	0	0	1	1	0	0.00	-0.40
中学校合計		5,677	124	102	136	144	130	2.29	-0.09	12	15	10	17	19	0.33	0.16
小・中学校合計		16,526	315	263	301	301	287	1.74	-2.11	50	41	37	59	47	0.28	-0.13

※表中の「発生率」は、児童・生徒100人当たりの発生件数  
 ※表中の児童・生徒数は、令和4年5月1日時点

# 令和3・4年度 一般事故発生件数の比較【月別】

## 小学校

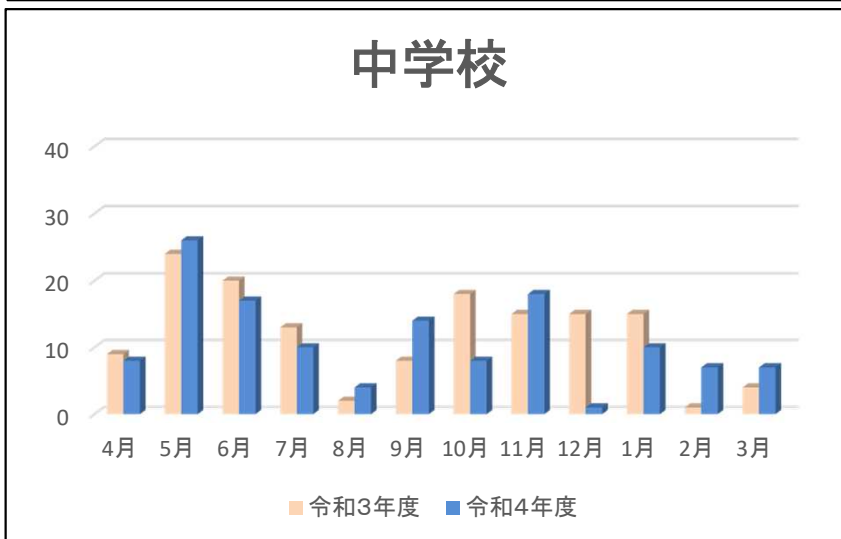
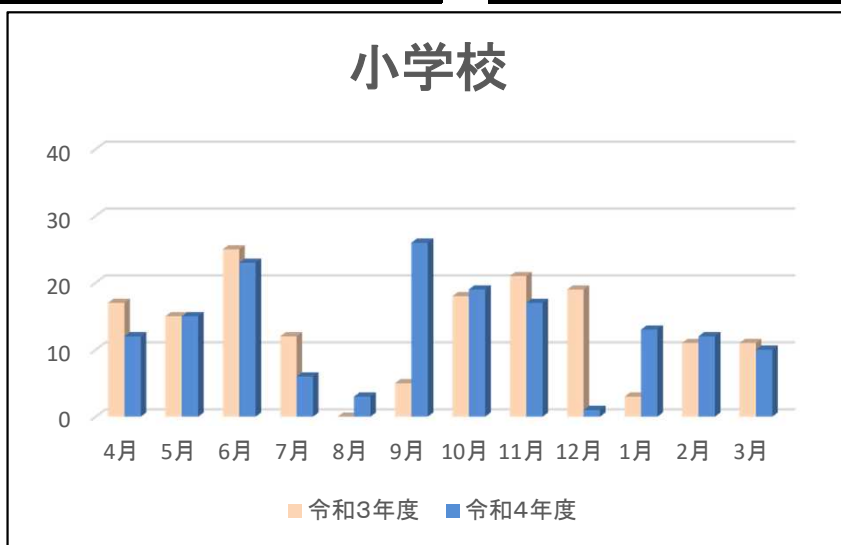
	令和3年度	令和4年度	前年比
4月	17	12	-5
5月	15	15	0
6月	25	23	-2
7月	12	6	-6
8月	0	3	3
9月	5	26	21
10月	18	19	1
11月	21	17	-4
12月	19	1	-18
1月	3	13	10
2月	11	12	1
3月	11	10	-1
合計	157	157	0

4～7月計	69	56	-13
8～12月計	63	66	3
1～3月計	25	35	10
合計	157	157	0

## 中学校

	令和3年度	令和4年度	前年比
4月	9	8	-1
5月	24	26	2
6月	20	17	-3
7月	13	10	-3
8月	2	4	2
9月	8	14	6
10月	18	8	-10
11月	15	18	3
12月	15	1	-14
1月	15	10	-5
2月	1	7	6
3月	4	7	3
合計	144	130	-14

4～7月計	66	61	-5
8～12月計	58	45	-13
1～3月計	20	24	4
合計	144	130	-14



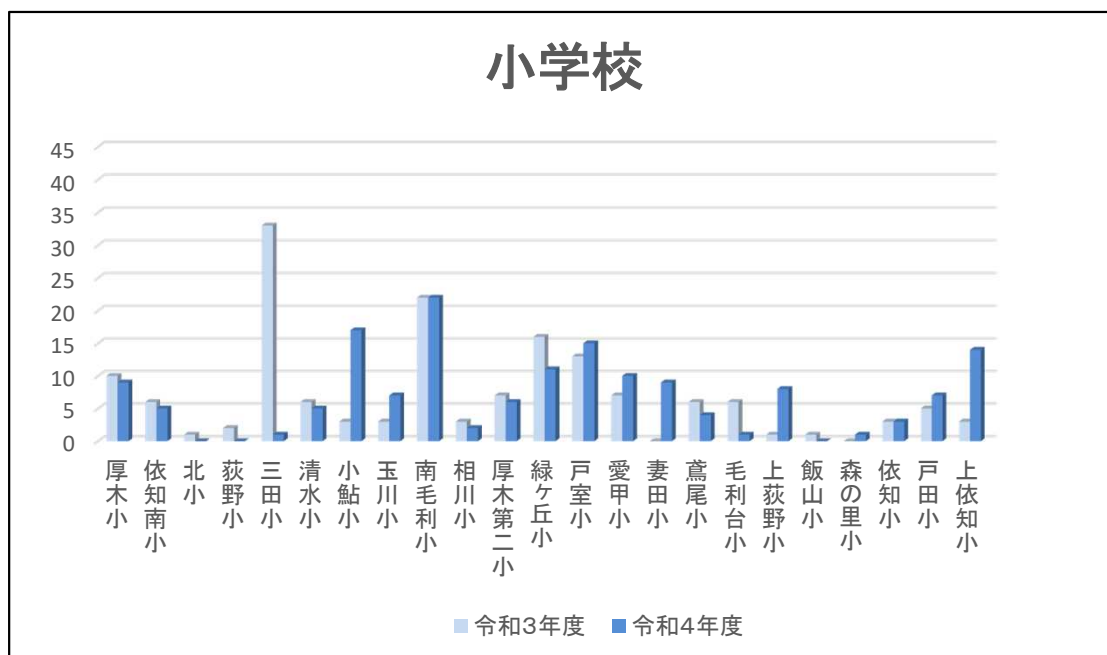
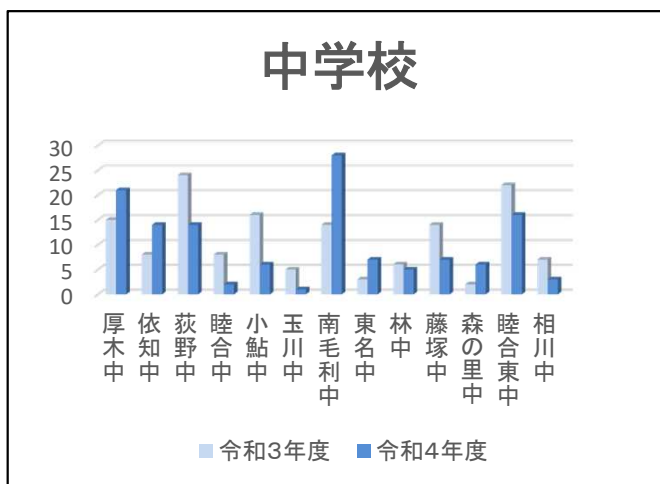
## 令和3・4年度 一般事故発生件数【学校別】

### 小学校

	令和3年度	令和4年度	前年比
厚木小	10	9	-1
依知南小	6	5	-1
北小	1	0	-1
荻野小	2	0	-2
三田小	33	1	-32
清水小	6	5	-1
小鮎小	3	17	14
玉川小	3	7	4
南毛利小	22	22	0
相川小	3	2	-1
厚木第二小	7	6	-1
緑ヶ丘小	16	11	-5
戸室小	13	15	2
愛甲小	7	10	3
妻田小	0	9	9
鳶尾小	6	4	-2
毛利台小	6	1	-5
上荻野小	1	8	7
飯山小	1	0	-1
森の里小	0	1	1
依知小	3	3	0
戸田小	5	7	2
上依知小	3	14	11
合計	157	157	0

### 中学校

	令和3年度	令和4年度	前年比
厚木中	15	21	6
依知中	8	14	6
荻野中	24	14	-10
睦合中	8	2	-6
小鮎中	16	6	-10
玉川中	5	1	-4
南毛利中	14	28	14
東名中	3	7	4
林中	6	5	-1
藤塚中	14	7	-7
森の里中	2	6	4
睦合東中	22	16	-6
相川中	7	3	-4
合計	144	130	-14



## 令和3・4年度 交通事故発生件数の比較【月別】

### 小学校

	令和3年度	令和4年度	前年比
4月	3	4	1
5月	6	4	-2
6月	6	2	-4
7月	5	2	-3
8月	1	1	0
9月	4	1	-3
10月	4	5	1
11月	2	0	-2
12月	5	3	-2
1月	1	2	1
2月	2	1	-1
3月	3	3	0
合計	42	28	-14

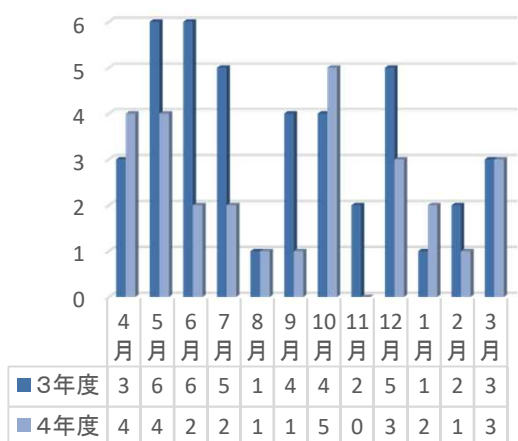
4～7月計	20	12	-8
8～12月計	16	10	-6
1～3月計	6	6	0
合計	42	28	-14

### 中学校

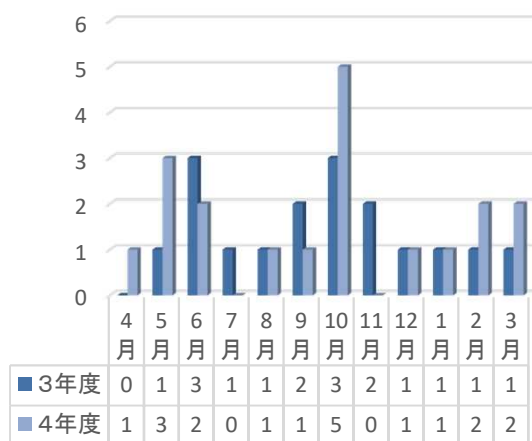
	令和3年度	令和4年度	前年比
4月	0	1	1
5月	1	3	2
6月	3	2	-1
7月	1	0	-1
8月	1	1	0
9月	2	1	-1
10月	3	5	2
11月	2	0	-2
12月	1	1	0
1月	1	1	0
2月	1	2	1
3月	1	2	1
合計	17	19	2

4～7月計	5	6	1
8～12月計	9	8	-1
1～3月計	3	5	2
合計	17	19	2

### 小学校



### 中学校



## 令和3・4年度 交通事故発生件数【学校別】

### 小学校

	令和3年度	令和4年度
厚木小	2	3
依知南小	1	2
北小	2	1
荻野小	2	1
三田小	6	0
清水小	5	2
小鮎小	0	1
玉川小	0	1
南毛利小	2	2
相川小	3	0
厚木第二小	4	4
緑ヶ丘小	3	2
戸室小	2	1
愛甲小	0	0
妻田小	4	1
鳶尾小	0	0
毛利台小	0	0
上荻野小	1	0
飯山小	0	0
森の里小	0	0
依知小	1	4
戸田小	3	3
上依知小	1	0
合計	42	28

### 中学校

	令和3年度	令和4年度
厚木中	2	1
依知中	0	2
荻野中	1	0
睦合中	0	1
小鮎中	0	1
玉川中	0	6
南毛利中	3	4
東名中	0	0
林中	4	0
藤塚中	2	1
森の里中	2	0
睦合東中	2	3
相川中	1	0
合計	17	19

厚木市立小・中学校日本スポーツ振興センター医療費給付  
学校別事故発生該当件数

No.	学 校 名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和4年度		
						事故発生件数	児童・生徒数	給付率
1	厚木小	49	32	20	35	27	904	2.99
2	依知南小	10	7	17	14	12	474	2.53
3	北小	8	6	5	7	10	391	2.56
4	荻野小	9	15	11	5	4	217	1.84
5	三田小	23	10	21	24	14	726	1.93
6	清水小	27	13	10	21	22	888	2.48
7	小鮎小	18	9	7	9	14	415	3.37
8	玉川小	5	3	1	1	6	147	4.08
9	南毛利小	31	33	29	20	30	1,002	2.99
10	相川小	6	4	5	7	6	226	2.65
11	厚木第二小	40	17	13	10	15	857	1.75
12	緑ヶ丘小	16	27	12	19	15	633	2.37
13	戸室小	9	17	25	20	16	553	2.89
14	愛甲小	20	8	3	9	8	476	1.68
15	妻田小	25	17	12	16	15	494	3.04
16	鳶尾小	8	2	6	6	2	321	0.62
17	毛利台小	13	13	14	9	9	466	1.93
18	上荻野小	9	6	0	4	6	307	1.95
19	飯山小	2	4	3	1	2	158	1.27
20	森の里小	10	3	10	3	0	206	0.00
21	依知小	20	21	10	11	7	377	1.86
22	戸田小	19	20	11	9	15	317	4.73
23	上依知小	4	6	9	7	11	300	3.67
小・合計		381	293	254	267	266	10,855	2.45
1	厚木中	34	32	23	28	27	828	3.26
2	依知中	10	21	20	21	23	336	6.85
3	荻野中	27	21	16	32	20	622	3.22
4	睦合中	11	12	10	12	6	433	1.39
5	小鮎中	8	8	8	12	11	336	3.27
6	玉川中	20	21	17	17	15	370	4.05
7	南毛利中	41	34	31	23	36	749	4.81
8	東名中	8	15	10	12	11	192	5.73
9	林中	5	6	9	18	11	328	3.35
10	藤塚中	15	8	12	11	19	456	4.17
11	森の里中	12	6	4	6	6	163	3.68
12	睦合東中	37	25	37	45	35	588	5.95
13	相川中	13	13	17	17	5	276	1.81
中・合計		241	222	214	254	225	5,677	3.96
小・中合計		622	515	468	521	491	16,532	2.97

※表中の「給付率」は、児童・生徒100人当たりの給付件数の割合(%)

※表中の児童・生徒数は、令和4年5月1日時点

令和4年度 学校事故 部位別・障害別及び場所別・時間別件数集計表（小学校の部）

【部位別・障害別件数】

		1	2	3	4	5	6	7	8	計
		骨折 破折	捻挫 脱臼	挫創 挫傷	切創 切傷	擦過創 擦過傷	打撲	裂創 裂傷	その他	
1	頭部		1	12			14	3	8	38
2	顔部	5		8	1	2	6	1	1	24
3	眼部			3			15		6	24
4	耳部								1	1
5	口部	1		1	1			1		4
6	顎・肩部		1	1						2
7	胸・腹・背部	2		1					1	4
8	腰部		1	2			4			7
9	上肢	20	6	2	2		1		2	33
10	下肢	16	33	8		3	6		2	68
11	手部(指)	16	8	7	3		11		1	46
12	足部(指)	4	1	1						6
13	歯部	5	4							9
計		69	55	46	7	5	57	5	22	266

【場所別・時間別件数】

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	計
		登校時	始業前	授業中 (体育以外)	体育 授業中	休み 時間	給食中	昼休み	清掃中	放課後	クラブ 活動	下校時	その他	
1	校庭	2	5	5	25	29	4	43	2			4		119
2	教室		6	14		7		5	2					34
3	廊下		1	3		7		1	2					14
4	昇降口	1		2				4				6		13
5	階段			1		7		1	3			2		14
6	体育館			6	30			2						38
7	体育施設													
8	プール				1									1
9	便所					1		2						3
10	通学路	4										19		23
11	その他	1		3					1				2	7
計		8	12	34	56	51	4	58	10			31	2	266

令和4年度 学校事故 部位別・障害別及び場所別・時間別件数集計表（中学校の部）

【部位別・障害別件数】

		1	2	3	4	5	6	7	8	計
		骨折 破折	捻挫 脱臼	挫創 挫傷	切創 切傷	擦過創 擦過傷	打撲	裂創 裂傷	その他	
1	頭部		3				4		3	10
2	顔部	1		3			2			6
3	眼部						18		2	20
4	耳部									
5	口部									
6	顎・肩部	2					3		1	6
7	胸・腹・背部	2		1					1	4
8	腰部	7	3						4	14
9	上肢	26	3	1			3		1	34
10	下肢	8	25	5		4	9		12	63
11	手部(指)	40	7	13	1		3		1	65
12	足部(指)		1							1
13	歯部	1	1							2
計		87	43	23	1	4	42		25	225

【場所別・時間別件数】

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	13	計
		登校時	始業前	授業中 (体育以外)	体育 授業中	休み 時間	給食中	昼休み	清掃中	放課後	下校時	部活動	その他	
1	校庭			2	35			10				47	2	96
2	教室			3		2		2	2		2	3		14
3	廊下							4	3			3		10
4	昇降口					1						1		2
5	階段					3			1			1		5
6	体育館			2	38							43		83
7	体育施設				1							10		11
8	プール											1		1
9	便所													
10	通学路	2												2
11	その他											1		1
計		2		7	74	6		16	5	1	2	110	2	225



**報告事項 3 については、  
非公開案件となります。**